

26年度組織建設・共済推進会議

JMITUは、8月26日、2026年度組織建設・全労連共済推進会議を、東日本会場（東京都北区の滝野川東区民センター）と西日本会場（大阪市北区のJMITU大阪地方本部）をオンラインで結んで開催しました。日本IBM支部も東日本会場でこの会議に参加してきました。

問題提起

まず午前の部では、JMITU中央本部が会議の目的と獲得目標は以下の4点であると問題提起を行い、討論をよびかけました。

- ①新年度（2026年度）の組織建設と共済拡大の目標と計画について意思統一する。
- ②各地の取り組みを交流し、ゆたかな経験・教訓を全国にひろげるとともに、拡大推進を行うにあたっての悩みや困難さも率直に出し合う。
- ③当面する秋闘で、要求闘争と組織の強化拡大を一体として取り組む意思統一を行う。
- ④全労連共済拡大推進期間（9月1日～12月末）をとりくむ意思統一を行う。

特別報告と討論

昼食休憩をはさみ続く午後の部では、地協、支部から6団体（通信作業本部、ISB支部、東京南部地協、東洋精機製作所支部、アルファベットユニオン支部、CSP支部）の代表者が、この1年間の組

織建設・共済拡大の取り組みについての特別報告を行いました。

特別報告では、未加入者との接触を増やすため職場で組合ロゴのステッカーを組合員のノートパソコンに貼る取り組みや、労使関係で獲得した新入社員組合説明会でパワポのプレゼンを行い二桁の人数の新入社員が加入した事例など、印象に残り参考になる話しが聞けました。

続いて、問題提起、特別報告に基づき、参加者が自身の支部分会のこの1年間の組織建設の特徴は何か、その中から何をつかんだかなどを、事例を紹介しながら討論しました。

最後に中央本部がまとめを行い、参加者全員で「団結してガンバロー」を三唱して散会しました。



南部地協 25秋闘経営事前申し入れ

25秋闘が本格化する中、JMITU東京地本・南部地協（東京地方本部・南部地区協議会）は、日本IBMとキンドリルジャパンの経営者に対する25秋闘についての事前申し入れを、8月29日に行いました。

この秋闘経営事前申し入れは、日本IBM支部が所属する南部地協が主催し、秋闘要求に先立って南部地協所属の支部分会ごとに経営者への事前申し入れを行う要請行動です。日本IBM、キンドリルジャパンに対しては、リモートで申し入れを行いました。

今回の要請団は、東京地本の野中書記長、南部地協の小泉議長、大岡副議長と有馬事務局長、そして日本IBM支部の笹目委員長が参加。会社側代表者は、日本IBMから人事・労務担当を含む2名、キンドリルジャパンから人事・労務担当が出席しました。

要請団は、日本IBM・山口社長宛とキンドリルジャパン・イングラム社長宛の「2025年秋季年末闘争にのぞむ要請書」（2面参照）を会社側代表者に説明しました。要請書は、JMITUの2025年の秋闘と年末一時金闘争についての立場と考え方を述べ、経営者の理解と誠意ある対応を求めています。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労働行為事件	11/17(月) 14:00	中央労働委員会会議室
定年後再雇用賃金差別裁判	3/18(火)	に和解が成立しました。

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

JMITU秋闘統一要求書の紹介

（その2）前号に続き、組合が日本IBM、キンドリルジャパンに提出する秋闘統一要求書の中から「安全・衛生に関する統一要求書」を抜粋して以下に紹介します。

1. 安全衛生方針と安全衛生体制の確立

①労働安全衛生法令にもとづく安全衛生方針を作成し、職場に周知徹底すること。安全衛生方針は、派遣など非正規雇用者や関連子会社従業員など、職場ではたらくすべての労働者を対象とすること。安全衛生方針の作成や実施にあたっては、JMITUの意見・要求を反映させること▼②子会社、派遣労働者、請負労働者など様々な雇用形態や指揮系統のもとではたらく労働者が混在する場合は、一体となった安全衛生管理体制を確立すること。

2. 職場の総点検

労働安全衛生法令にもとづき、作業環境や労働者の健康状態などについて労使で点検すること。また、JMITUと当該企業代表による安全パトロールを通常6ヶ月ないし1ヶ年に1回実施すること。これらの結果にもとづき、違反事項や改善すべき事項をただちに改善すること。

3. 安全衛生委員会について

①安全衛生委員会を事業場単位に設置し、最低月1回開催すること▼②労働者側委員は民主的な手続で選出すること▼③労働者側委員に日常業務に優先して委員として活動できる時間と権限を与えること。また、講習会への参加など必要な安全衛生教育の機会をつくること▼④労働者側委員に対し、安全衛生について責任者と交渉し、調査や改善を要求する権限を与えること▼⑤新しい工程や機械・設備、また新しい材料や化学物質を導入する場合は、安全衛生委員会ですらに協議すること▼⑥会社は、事業場の安全衛生管理に係るすべての情報を安全衛生委員会に提出すること。

4. 安全衛生教育

安全衛生管理者、新入社員や職種変更・配置転換による新入者、一般作業者および特殊作業者のそ

れぞれに対する安全衛生教育を実施すること。

6. 労働時間の適正管理と過重労働の改善

別紙統一要求書にもとづく労働時間短縮要求を前提に、労働者の健康を確保する観点から、①テレワークや裁量労働制適用者などを含め、労働者の労働時間（出退勤時刻）を客観的な記録を基礎として確認し管理・把握すること▼②時間外労働を含め、終業から次の始業時刻までの時間は最低11時間確保すること（その場合に所定の始業時刻から勤務開始時刻までは勤務したもののみならずこと）▼③やむを得ず、時間外労働が月45時間を越えた場合は、産業医の保健指導など、過重労働に対する健康管理の対策を講ずること。

8. 異常気象と自然災害、感染症から労働者の安全をまもる要求

①異常気象などの情報や警報が出された場合には、労働者の安全を最優先し、早めの予防措置をとること。自然災害発生時の対処方法についての方針を定めること。とりわけ、障がいを持つ労働者、妊娠中の労働者、育児・介護などが必要な労働者等については特段の配慮を行うこと▼②災害等による自宅待機や早退・遅刻について、正規・非正規にかかわらず賃金を100%保障すること▼③事業所内の建物の耐震性や危険箇所がないか総点検し必要な措置を行うこと▼④2025年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策の強化が義務化されました。気温・湿度調整がされる職場環境を整備するのをはじめ、冷房・送風設備、空調のきいた休憩所の設置、飲料水等の確保、適切な休憩時間等、猛暑による熱中症予防を行うこと▼⑤災害などへの緊急対応として通常業務以外の業務を命じる場合や、時間外・休日労働を行う場合については、労働者の安全性と健康を確保する立場から、労働組合の合意を得ること▼⑥インフルエンザ等の感染症に本人並びに家族が発病し、またPCR検査やワクチン接種などで休業する場合は、賃金を100%補償すること▼⑦職場の労働者を守る観点からワクチン接種を希望する労働者には社内で接種できる機会をつくること。またワクチン接種の全額を会社負担にすること。

2025年秋季年末闘争にのぞむ要請書

JMITUが経営者に提出する「2025年秋季年末闘争にのぞむ要請書」の全文を以下にご紹介します。

日本IBM支部は8月29日の南部地協 25 秋闘経営事前申し入れ(4面参照)において提出しました。

2025年秋季年末闘争にのぞむ要請書

2025年秋季年末闘争にのぞむにあたってJMITUの立場と考え方について述べ、経営者のみなさんのご理解と誠意ある対応を要請いたします。

(1) 人材の確保・定着があらゆる企業の重要な課題となっています。また、少子化対策にとっても若者が安心してはたらき続けられる労働条件と職場環境が求められます。25秋闘でも「奨学金返還支援制度」など若い世代にとって魅力のある職場をめざします。

(2) 自由な時間の確保は労働者の基本的人権です。また、性別を問わず育児や介護、家事など家族とともにくらすために必要な時間や人間らしい生活ができる余暇の時間を確保することを求めます。こうした立場から賃下げなしの労働時間短縮を25秋闘の重点課題に位置づけ取り組みます。休日増と引き換えの1日の労働時間延長は反対です。

(3) 過重労働、ハラスメントの横行、危険で劣悪な職場環境、正規・非正規の不当な格差など、どの職場にも労働者のさまざまな不満・不安がうずまいています。25秋闘では、こうした職場の不満・不安をとりあげ、その改善に取り組みます。人間らしくいきいきと働ける職場環境と労働条件をつくることは、作業の効率化や品質の向上など企業の力をつけることにもつながります。

(4) すでに3割を超える企業で65歳以上の定年延長を実現しています。25秋闘では賃下げなしの65歳までの定年延長と希望する者の70歳までの継続雇用に取り組みます。また、定年後継続雇用者の均等待遇と処遇改善をめざします。

(5) 財界・大企業と政府が一体となって「ジョブ型人事」を促進しようとしています。JMITUは「ジョブ型人事」など労働者の雇用と権利の破壊につながる労働法制改悪には反対です。また、賃金体系の変更をはじめあらゆる労働条件の変更には労働組合との事前の協議と合意を求めます。

(6) 米トランプ大統領による関税政策などの悪影響が懸念されるもと、労働者のくらしをまもることは経営者の責任です。また、労働者・労働組合の要求を正面から受け止めその実現に全力をつくしてこそ、労働者のやる気を引き出し企業の将来展望をつくることができます。25秋闘では、労使が対等な立場から合意し協力できる「合意協力型労使関係」の前進をめざします。

(7) 物価高騰からくらしと中小企業をまもる課題は、労使で一致する緊急かつ切実な要求です。25秋闘では、「消費税減税！中小企業と地域経済の再生をめざす署名」に取り組みます。全国で集めた署名は、10月29日の中小企業庁交渉で提出し、中小企業支援を求めます。経営者のみなさんのご理解とご協力を要請します。

(8) 年末一時金は、住宅・自動車ローンの返済や月々の生活費の赤字補てんなど、私たちの生活にとって必要不可欠なものです。とりわけ、物価高騰のもとくらしをまもる一時金への期待は切実です。継続雇用者やパート・有期雇用者も正社員と生活するために必要な支出に違いはありません。JMITUは非正規雇用や継続雇用の仲間を含むすべての労働者の生活をまもる一時金闘争に取り組みます。

(9) 2025年秋季年末闘争は、次の日程にもとづき、統一した取り組みと行動をすすめるとともに、産業別交渉を強化するなど産業別組織としての対応を強めます。

秋闘要求
統一要求日 9月17日(水)、
回答指定日 10月 1日(水)
年末一時金要求
統一要求日 10月22日(水)、
回答指定日 11月 5日(水)

以上、2025年秋季年末闘争の取り組みについて、誠意ある対応を要請いたします。



JMITU2025秋闘方針

(その2) 前号に続き、組合が日本IBM、キンドリルジャパンに提出する2025秋闘要求の指針である、JMITU2025秋闘方針の主な内容を抜粋して以下に紹介します。

II 労働者のくらしと雇用、職場をまもる対経営者要求

3. 働き方改悪を職場に持ち込ませない要求

(4) 財界・大企業はテレワーク・在宅勤務を拡大し、「みなし労働制」などの「時間によらない働き方」をすすめるようとしています。「みなし労働時間制」は成果や業績で賃金を決める「成果主義賃金」の拡大につながる危険性があります。「働き方改悪」を職場に持ち込ませない要求を強めます。

(5) 大企業を中心に人材獲得のため、初任給の大幅引き上げや高水準の賃金をめざす動きがあります。その実現のために、年俸制の導入や一時金を月給に組みこむことなども行われています。十分な議論もせず、一方的な賃金制度を導入させない取り組みを強めます。

5. 非正規雇用労働者の労働条件の改善と均等待遇の要求

(1) 米トランプ大統領の関税政策により非正規雇用労働者の雇止め攻撃や生活悪化が広がることが懸念されます。正社員だけでなく非正規雇用労働者の雇用と生活をまもる取り組みが極めて重要です。派遣切りや雇止めを反対し、直接雇用・正社員化を求めるたたかいを強化します。

(2) 継続雇用者を含む非正規雇用労働者の均等

待遇要求が少なくない支部分会で前進しました。各本部・地協は支部分会といっしょになり「均等待遇要求」を産別の重点要求として位置づけ、「パート有期労働法」も活用して要求の前進を経営者に強く迫ります。事前申し入れや回答確約行動などで産別として強調します。

8. 「ジェンダー平等」をくらし、職場、社会につらめく

(1) ジェンダー平等宣言の具体化の取り組みを強めます。性別を問わず働き方の改善が強く求められています。具体的な職場政策を掲げ要求するなどの取り組みをすすめます。

(2) 25秋闘でも301人未満の企業も含め、男女の賃金格差の情報開示と是正計画を求め、統一要求に取り組み、実行させる取り組みを強めます。

(3) 大きく変わり使いやすくなった育児介護休暇制度を活用し、性別を問わず育児・介護とともに担うなど家庭生活と働き方を変えジェンダー平等を推進します。

9. 女性の要求を積極的に組織する

(1) 性差別、生理休暇をはじめとする母性保護、セクハラ対策など女性の要求を積極的にとりあげ、女性とともに要求実現をめざします。

(2) 第19回臨時大会で確認した「JMITUのジェンダー平等宣言」を議論し女性の要求を積極的にとりあげ、また女性だけでなく職場の少数意見や要求を大切にする労働組合をめざします。

IV 産別への結集を強め労働組合のはたらき手づくりと日常活動の強化を目指す

3. リストラ・倒産とのたたかい、争議支援

(1) 大規模リストラの動きが広がっています。経営悪化を口実にした日産自動車2万名の人員削減と主力の追浜工場や子会社「日産車体」湘南工場の閉鎖の動きがあり、また、パナソニックでの1万名の人員削減(国内は5000名規模)など黒字リストラの動きが活発化しています。米トランプ関税政策によって、この先、様々な分野に影響が広がりがかねない状況があります。労働者犠牲の施策には断固として反対して職場と雇用をまもります。

(3) 産業別労働組合として争議支援に力を尽くすことや金属反合などの争議支援行動に職場の組合員が参加することが、職場組織を強め労働争議を起こさせない力になります。金属反合共同行動などの争議支援への参加を強化しま

組合なんでも相談窓口

会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目 芳太郎	080-5915-6329
IBM	箱崎	コンサルティング	カン ミニ	070-8786-0357
IBM	箱崎	I J D S . 産業事業部	猿渡 隆史	080-9099-6263
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037 (月水金 13-16時・除休日) FAX 03-5562-0853 メール: kumiai@jmitu-ibm.org WEB: http://www.jmitu-ibm.org/			
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ				
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			